

広 報

昭和62年

2月

 No.162

なかのしま

編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課
(〒954-01 ☎0258-66-2270)

休日在宅当番医の略図



休日在宅当番医のお知らせ

| 月/日 | 内科医 (電話番号) | 外科医 (電話番号) |
|-----|-----------------------|---------------------|
| 2/2 | 山喜医院 (☎62-0646) | 寺師医院 (☎62-0137) |
| 3/1 | 星野(幸)医院 (☎66-2103) | 石川医院 (☎66-2140) |
| 8 | 杏仁堂医院 (☎62-0123) | 佐々木医院 (☎62-2357) |
| 15 | 霜鳥医院 (☎62-0579) | 金井医院 (☎62-0116) |
| 21 | 堀医医院 (☎66-2133) | 寺師医院 (☎62-0137) |
| 22 | 小林医院 (☎62-0562) | 石川医院 (☎66-2140) |
| 29 | 田崎医院 (☎62-1122) | 佐々木医院 (☎62-2357) |

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(☎66-2002)へ確かめてから受診してください。

▼例年この時期は寒い日が続き、荒れ模様の日が多いのですが、暖冬小雪のこの冬は大変過ごしやすく、こんな状況で春を迎えることができれば、雪国の生活も苦にならないのですが……。ともあれ、雪融けの季節まであともう少しの辛抱です。

▼急な病気やケガ等で、休日在宅当番医とその場所についての問い合わせを役場にされる方が多いことから、今月号からときどき当番医と併せてその略図も掲載しますので、受診の際の参考にさせていただきます。

編集後記



おもな内容

- 所得税の確定申告はお早めに②～⑤
- 水田農業確立対策 ⑥～⑧
- 昭和62年第1回町議会(臨時会)から⑨
- 12月定例町議会一般質問から⑩～⑬
- 国保税滞納世帯に新取り扱い ⑭
- 藤塚治義さんのネパール報告 ⑮
- 休日在宅当番医の略図 ⑳
- 休日在宅当番医のお知らせ ㉑

表紙説明

元気に豆まき

二月三日は節分——ここの島保育所の遊戯室では、色とりどりのお面をつけた園児たちが、「泣きむし鬼」や「おこりんぼう鬼」などに変身した保母をめがけて、「鬼は外、福は内」と元気に豆まきを行い、楽しいひとときを過ごしていました。

ところで、節分の翌四日は立春。暖冬の今年は、すでに春の息吹も感じられますが、これからは日一日と春がかけ足でやってきますよ……。

納税相談日程表

| 月日 | 会場 |
|----------|----------------|
| 2月20日(金) | 中之島町公民館 |
| 24日(火) | 営庶業・資産税 |
| 25日(水) | 営庶業・資産税 |
| 26日(木) | 農業所得(中条地区・中西) |
| 27日(金) | 農業所得(中条地区・中西) |
| 3月2日(月) | 農業所得(中之島地区・西六) |
| 3日(火) | 農業所得(中野地区) |
| 4日(水) | 農業所得(上通地区) |
| 5日(木) | 農業所得(中通地区) |
| 6日(金) | 農業所得(中通地区) |

▶相談時間は、各会場とも午前9時30分から午後3時30分までです。
▶相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。

雑損控除

雪おろしに要した費用や、火災、盗難などにより、住宅や家財に損害を受けたときは、一定の算式により計算した金額を、雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

医療費控除

あなたやあなたの家族が病気をしたりけがをしたりして、多額の医療費を支払ったときは、一定の算式により計算した金額を、医療費控除(最高二〇〇万円まで)として所得金額から差し引くことができます。



なお、医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。

- (イ) 医師や歯科医師に支払った診療代治療代
- (ロ) 治療や療養のために、必要な医薬品の購入費
- (ハ) 病院や診療所、助産所へ収容されるための費用
- (ニ) マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療

住宅取得特別控除

自ら住むために、床面積が四〇平方メートル以上二〇〇平方メートル以下の住宅を新築したり、購入したり、または中古住宅を購入(建築後十年以内(マンション等の耐火建築物については十五年以内)した人で、その年の所得金額が一、〇〇万円以下であり、民間の金融機関や住宅金融公庫などから住宅ローンの融資(返済期間十年以上)を受けた人は、次の算式による住宅取得特別控除額を三年間にわたって毎年の所得税額から控除することができます。

●算式
(民間住宅ローン等の年末残高×1/2)×1%
ただし、年末残高が二、〇〇〇万円を超える場合は二、〇〇〇万円

※入居年月日が昭和六十年十二月三十一日以前の場合には、上記計算式と異なります。



以上二〇〇平方メートル以下の住宅を新築したり、購入したり、または中古住宅を購入(建築後十年以内(マンション等の耐火建築物については十五年以内)した人で、その年の所得金額が一、〇〇万円以下であり、民間の金融機関や住宅金融公庫などから住宅ローンの融資(返済期間十年以上)を受けた人は、次の算式による住宅取得特別控除額を三年間にわたって毎年の所得税額から控除することができます。

●算式
(民間住宅ローン等の年末残高×1/2)×1%
ただし、年末残高が二、〇〇〇万円を超える場合は二、〇〇〇万円

※入居年月日が昭和六十年十二月三十一日以前の場合には、上記計算式と異なります。

～昭和61年度中学生の「税に関する標語」入選作から～

三条税務署長賞優秀 役立てよう 国や福祉に 税金を 中之島中学校3年 杉本 直美

笑顔の町 緑の町を 税金で

この標語は、昭和61年度中学生の「税に関する」で、関東信越国税局長賞佳作に選ばれた、中之島中学校2年生・堀口美代子さんの作品です。

所得税の確定申告はお早めに 2月16日(月)→3月16日(月)

確定申告をしなければならぬのは、次のような場合です。

- 事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、昭和六十一年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除額を超えるとき。
- サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を超える場合、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える場合など。

確定申告をしなければならぬのに申告しなかったり、間違った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納め



るだけでなく、不足税額の一〇%または五% (不正な行為があったような場合には三五%または三〇%) の割合の加算税が課され、さらに延滞税も納めなければならぬこととなりますので、正しい申告と納税を行いましょ。

なお、事業所得等を生ずべき業務を行っている白色申告者は、昭和六十一年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書——昭和五十九年分か昭和六十年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超える

確定申告をしなければならぬ場合

所得税の確定申告の準備は、もうお済みでしょうか。今年も、二月十六日から昭和六十一年分所得税および事業税、住民税(町県民税)などの申告の受け付けが始まります。申告期限は三月十六日(例年は三月十五日ですが、本年は三月十五日が日曜日にあたるため)までですが、納税相談日などを利用して、正しい知識で正しく計算され、できるだけ早めに申告を済ませましょ。

なお、所得税の確定申告をされた方は、事業税や住民税の申告はしなくてもよいことになっています。

確定申告をすれば 税金が戻る場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような控除などに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。



～昭和61年度中学生の「税に関する標語」の入選作から～

三条税務署長賞優秀 税金で よい町 よい村 よいくらし 中之島中学校2年八幡 智子



《パート収入と税》

| パートの収入 | 夫の所得から配偶者控除が | 自分自身に | |
|-----------------|--------------|-------|-------|
| | | 所得税が | 住民税が |
| 88万円以下 | 受けられる | かからない | かからない |
| 88万円超 90万円以下 | 受けられる | かからない | かかる |
| 90万円超 | 受けられない | かかる㊟ | かかる |

㊟ 課税所得が2,000円未満の場合は所得税はゼロですので、年収902,000円未満は所得税がかかりません。

えると住民税もかかります。非課税限度額は三十一万円ですから年収八十八万円を超えると住民税がかかることとなります。

贈与税は、個人から贈与を受けた現金、預貯金、有価証券、土地、家屋、事業（農業）用財産、貴金属、宝石、書画骨とうなどの合計額が、一年間に六十万円を超えた部分についてかかります。

したがって、昭和六十一年中に受けた贈与額が六〇万円以下のときは申告は不要ですが、六〇万円を超える場合は申告しなければなりません。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十六日までです。

なお、贈与税の控除には、六〇万円の基礎控除のほかに、一定の要件を満たせば、最高一、〇〇〇万円の配偶者控除があるほか、父母または祖父母から昭和六十一年中に住宅取得資金の贈与を受けた場合、その額が三〇〇万円以下であれば贈与税が課税されない特

贈与税の申告も
お忘れなく
二月一日～三月十六日



例もあります。これらの特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書にその旨を記載するとともに、一定の書類を添付しなければなりません。詳しくは、税務課または最寄りの税務署でおたずねください。

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼される方が多くなりますが、その際には正規の税理士であるかどうかをよく確かめてから依頼しましょう。

税理士の資格のない人が、申告書の作成などをするのは、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑をかける結果になることが多いので注意してください。

はせ税理士に
び注意を

～自分の財産を
確かめましょう～
固定資産の
課税台帳縦覧

◆期 間／3月1日(日)～3月20日(金)
◆時 間／午前8時30分～午後5時
(但し、土曜日は正午までで、日曜日は休みです)

◆場 所／中之島町役場税務課

この期間は、無料で固定資産の課税台帳をご覧になれますので、ぜひ、お出かけくださるようお勧めします。特に、61年中に家屋調査の対象となった方は、この期間をご利用されると便利です。

かった人で、年末調整を受けなかった人。
▼所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納めすぎになっている人。
▼給与所得者で、年末調整の際に生命保険料控除などを忘れられた人。
▼予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。

＊ ＊

詳しいことは、納税相談日等の際にお聞きください。
なお、税金の還付だけを受けるための申告をされる方には、簡易な還付申告書用紙を用意してありますので、ご利用ください。

確定申告に
必要な書類など

確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならない書類などは、次のとおりです。
納税相談等においてのときは、あらかじめ用意してきてください。

- 雑損控除を受ける場合は、損害額の明細書（雪おろし費用等の場合は、支払った際の領収書など）
- 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。



納税相談の様子(昨年)

●住宅取得控除を受ける場合は、次の書類が必要です。

- ①住民票の写し
- ②登記簿謄(抄)本や請負契約書など、家屋の取得年月日、床面積、取得価格を明らかにする書類
- ③「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

※入居年月日が昭和六十年十二月三十一日以前の場合には、添付書類が異なります。

- 小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛金の証明書。
- 生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が年間九千円を超えるときは、その支払い保険料の証

所得税・住民税諸控除一覧表

| 項目 | 区分 | 所得税 | 住民税 |
|-------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 基礎控除 | | 330,000円 | 260,000円 |
| 配偶者控除 | 一般の配偶者 | 330,000円 | 260,000円 |
| | 同居特別障害者の控除対象配偶者 | 470,000円 | 340,000円 |
| | 老人控除対象配偶者 | 390,000円 | 270,000円 |
| 扶養控除 | 一般の扶養親族 | 330,000円 | 260,000円 |
| | 同居特別障害者である扶養親族 | 470,000円 | 340,000円 |
| | 同居老親等 上記以外の者 | 460,000円 390,000円 | 310,000円 270,000円 |
| 障害者控除 | 一般の障害者 | 250,000円 | 240,000円 |
| | 特別障害者 | 330,000円 | 260,000円 |
| 老年者 寡妻 寡夫 寡婦 勤労学生 | 控除 | 250,000円 | 240,000円 |
| 生命保険料(個人年金含む)控除 | | 最高 55,000円 | 最高 38,500円 |
| 損害保険料控除 | | 最高 15,000円 | |
| 白色専従者控除 | | 最高 450,000円 | 最高 450,000円 |
| 障害者等の非課税限度額 | | | 1,000,000円 |

主婦のパート収入と税

主婦のパート収入は、通常、給与所得になりますから、年収から給与所得控除額(最低五十七万円)を差し引いた残額が基礎控除(三十三万円)以下であれば配偶者控除が受けられます。したがって年収が九十万円以下であれば、配偶者控除を受けられますが、九十万円以上になると配偶者控除を受けられないだけでなく、奥さま自身に所得税もかかることとなります。

また、年収から給与所得控除を差し引いた額が住民税の非課税限度額を超



水田農業

昭和62年度から6

- ・中之島町転作等目標
- ・他用途利用米に新た

| | 面積 (ha) | 対前年比 (%) | 転作率 (%) |
|------|------------|-------------|------------|
| 全国 | 770,000 | 128.3 | 27.1 |
| 新潟県 | 29,990 | 144.0 | 17.9 |
| 中之島町 | 462.2 | 142.6 | 17.8 |

まえ、次の点に配慮して行うものとする。

① 各種土地利用計画による線引き政策との整合性に配慮し、市街化区域内水田等については、傾斜配分を行うものとする。

② 今後とも農業・稲作生産を担う地域担い手等に配慮すること。

第5 転作物等

1、作物の区分

▽一般作物▽永年性作物等及び特例作物以外の作物

▽永年性作物等▽水田から畑等への転換を伴う作物等

▽特例作物▽需給が緩和状況にある作物等

2、飼料用米の導入

生産者と実需者との自主的な取り組みを基本として、飼料用米の生産を転作物として導入する。

3、他用途利用米の拡大

▽みそ、せんべい用等▽おおむね二十八・五万トン(二十七万トン)

▽アルコール添加減少用▽おおむね三・〇万トン(〇)

▽あられ用等(もち米)▽おおむね三・三万トン(〇)

▽合計▽おおむね三十四・八万トン(二十七万トン)

注：(一)内は、水田利用再編第三

期対策における生産予定数量である。

4、市街化区域における転作の推進

各種土地利用計画における線引き政策との整合性に配慮し、市街化区域内水田等については、転作の推進を図るための措置を講ずる。

第6 水田農業確立助成補助金

1、基本的考え方

(1) 従来の米から他作物への転換を重視した奨励措置という考え方に代え、

〈別表〉
水田農業確立助成補助金の体系と水準
(単位：10アール当たり千円)

| 区分 | 基本額 ① | 加算額 | |
|-----------------------------------|----------|-------------------------|---------|
| | | 生産性向上等加算② | 地域営農加算③ |
| 一般作物 (麦、大豆、飼料作物 花き、てんさい等) | 20 | 20 (都道府県特認の場合) 10 | 10 |
| 永年性作物等 (果樹、こうぞ、転換畑 林地、養魚池等) | 25 | 20 (都道府県特認の場合) 10 | 10 |
| 特例作物 (野菜、たばこ等) | 7 | 5 (都道府県特認の場合) 5 | 5 |
| 水田預託 | 7 | — | — |
| 土地改良通年施行 (うち特別豪雪地帯) | 7 (9) | — | — |

(注) ②および③の加算の内容は次の通りである。
②生産性向上等加算 生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、産地形成等を誘導するもの。
③地域営農加算 農協が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するもの。

構造政策を重視した助成措置とするの考え方によって、本対策の趣旨に即した各地域における農業者、農業関係者の主体的な取り組みについて、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、新たに、水田農業確立助成補助金(以下「助成金」という)を交付する。

(2) 転作奨励金依存からの脱却という行革からの指摘に沿ったものとする。

確立対策

6年計画でスタート

面積 462.2ヘクタール
に「もち米」が導入



▲麦の収風景

62年度転作等目標面積配分内示について

●水田農業確立対策前期転作等基本目標面積 467.4ha
(単位：ha・俵)

| 区分 | 61年度 | 62年度 | 比較 |
|-----------|---------|-------------------------------------|---------|
| 目標面積 | 324.2 | 462.2 | 138.0 |
| (内一般転作) | 277.7 | 403.6 | 125.9 |
| (内他用途利用米) | 46.5 | 58.6 | 12.1 |
| <内他用途利用米> | <4,335> | うるち米 <5,014.5> もち米 <525.5> | <1,205> |
| 限度数量 | | | |
| うるち米 | 183,914 | 166,893 | ▲17,021 |
| もち米 | 5,468 | 7,101 | 1,633 |
| 計 | 189,382 | 173,994 | ▲15,388 |

中之島町の農業者に配分された転作等目標面積は、四百六十二・二ヘクタール、対前年比一四二・六パーセントと大変厳しいものです。

この目標面積の対応については、農

転作等目標面積

昨年十一月開催の町政懇談会や、十二月定例町議会(要旨は本紙十ページから十八ページに掲載)で話題となりました『水田農業確立対策』については、その大綱が十一月二十九日農林水産省から発表された後、十二月三日都道府県別に転作等目標面積の配分が行われ、これを受けて去る十二月二十三日、県から市町村別に配分が行われたところです。

そこで、すでに新聞・テレビ等でご承知のことと存じますが、その大綱を次によりお知らせしますので、地域ぐるみでどう取り組むかなど、みんなて話し合う参考にしていただきたいと思います。

業協同組合など農業団体と十分連絡を取り合って決定したいと思えます。

なお、この水田農業確立対策は、生産者、生産者団体の主体的責任をもった取り組みを基礎に、行政と生産者団体が一体となって推進することが基本となっています。

水田農業確立対策及び 食糧管理制度の運営 改善大綱の主な内容

十一月二十九日
農林水産省

第1 趣旨

水田を活用して生産される作物の生産性の向上、輪作農法の確立及び需要の動向に応じた米の計画生産を、生産

者・生産者団体の主体的責任をもった取り組みを基礎に一体的に推進する。

第2 実施期間は六年間とし、前期(三年)と後期(三年)に分けて実施する。

第3 都道府県水田農業確立基本方針及び市町村水田農業確立計画

第4 転作等目標面積等

1、転作等目標面積等の決定の原則

(1) 転作等目標面積は、需給ギャップを基本とし、国が生産者団体、地方公共団体の意見を聴き、決定する。

(2) 転作等目標面積の総数及びその都道府県別配分数量は、期を通ずる米の需給計画に応じて定めるものとするが、作柄、在庫数量等に応じ、調整することがあるものとする。

(3) 前期における転作等目標面積は七十七万ヘクタールとする。

2、転作等目標面積の配分

都道府県・市町村及び農業者別の転作等目標面積の配分は、行政と生産者団体の共同責任で、双方が協議調整の上決定し、配分通知は両者が行う。

この場合、生産者団体は極力農業者別配分を自ら行うよう努めるものとする。

3、転作等目標面積の配分の基準

(1) 転作等目標面積の都道府県別配分については、地域農業の実態等を踏

2、助成金の考え方

(1) 助成金は、新たに稲作、転作を通ずる生産性の向上を目的として農地流動化による規模拡大、担い手を中心とした生産組織の育成、畜産を中心とする地域農業の複合化、農協による主産地形成等にも配慮して交付を行うものとする。

(2) 更に、生産者団体の自主的取り組みを促進する観点から、農協において農業者等の拠出により地域の水田利用の合理化推進のための基金を造成し、計画的に水田農業の確立を推進する場合においては、(1)と合わせて助成金を交付するものとする。

3、助成金の体系と水準

助成金の具体的な体系と水準は、別表(前ページに掲載)のとおりとする。

4、助成金の交付方法

助成金は、農業者が組織する集団等へ構成員が希望する場合は一括して交付することができるものとし、これを通じて、極力地域ぐるみで行う小規模土地盤整備、共同利用施設の設定等の転作条件の整備、水田農業確立のための相互扶助の体制づくりを誘導する。

7 推進体制

生産者・生産者団体の主体的責任をもった取り組みを基礎に、行政と生産者団体とが一体となって推進する。

第8 水田農業確立のための条件整備

第9 転作目標未達成の場合の措置

転作等目標面積が未達成であった場合には、次年度の転作等目標面積は未達成相当分を加算するとともに、転作の実施状況に着目して、食糧関連の奨励助成措置等の取り扱いに差を設ける。

食糧管理制度の運営改善

第1 政府米の過剰在庫の発生防止とそのための生産者・集荷団体の主体的取り組み等

1、買入れ、売却面による対応

2、集荷団体による自主流通米等の調整保管

生産予定数量を上回って生産が行われ、政府の持越在庫が主食用としての売却可能な限度を超えると見込まれるとき(六十一年度もこれに該当する)は、集荷団体において、自主流通米、超過米の調整保管・売却を行うものとする。

3、予約限度数量制の弾力的運用

1、2の措置を採るとともに、水田農業確立対策の実施期間中に在庫数量が過大となると見込まれる場合においては、翌年度の予約限度数量を一定数量減じ、その分転作等目標面積を増やすものとする。

第2 食糧関連の奨励助成措置等の見直し

水田農業確立対策の実効性を確保する見地から農林水産省所管の諸事業についての積極的活用と関連させつつ、転作等未達成者に係る自主流通米に對しては良質米奨励金を交付しないこととするほか、食糧関連の奨励助成措置(例えば、適正集荷奨励金)について転作の実施状況に着目してその取り扱いに差を設けるものとする。

第3 他用途利用米の拡大を含む米消費拡大の一層の推進

第4 生産者米価政策の方向の明確化

現下の需給事情を考慮するとともに、稲作の生産性向上及びその担い手の育成と生産シェアの拡大に配慮した米価政策の運用を行うものとする。

第5 自主流通米の拡大等による食糧管理制度運営の活性化

民間流通の長所を取り入れた自主流通米について、制度の見直し、充実に図ることによりその流通量の拡大を図り、もって米流通の活性化を図るものとする。

第6 集荷・販売両面にわたる流通体制への競争条件の導入

集荷・販売両面にわたる流通体制については、競争条件の導入を図る見地から指定・許可制度の運用の見直しを

行い、流通の活性化を図るものとする。

転作奨励助成金

転作奨励助成金は、基本額と加算額で構成されています。

加算額については、従来の加算対象のほか、新たに農業協同組合(支所)を中心とした地区協議会等を設立し、地域ぐるみで転作対応をした場合も加えられます。

転作目標達成のため、集落内で十分話し合い、地域の実情に即した対応とより有利な収益性の高い転作田の集団化を進める必要があります。

* *

この水田農業確立対策の細部については、パンフレットを作成して二月下旬頃配布する予定ですが、農業を取り巻く厳しい情勢をよく理解され、今まで以上のご協力をお願いします。



第一回町議会(臨時会)

**町道の改良・舗装などに
三千百万円を追加**

昭和六十二年の第一回町議会(臨時会)が二月三日開催され、条例改正や補正予算など、町長提出議案八議案が原案どおり可決されました。

主な内容は次のとおりです。

■中之島町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、中之島町特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について――

去る一月二十一日、中之島町特別職報酬等審議会(浅野庸次会長・構成員十二名)が、議員報酬と常勤特別職三役の給与について、平均五・二九%の引き上げを今年一月一日から

| 区分 | 改定前 | 改定後 | 参考資料(S61・7・1現在) |
|-----|--------|--------|-----------------------------------|
| 議長 | 16万5千円 | 17万5千円 | 県下92町村の平均 人口1万人以上2万人未満の27町村の平均 |
| 副議長 | 13万3千円 | 14万円 | 17万6千円 |
| 議員 | 12万1千円 | 12万8千円 | 13万9千円 |
| 町長 | 54万4千円 | 57万2千円 | 12万5千円 |
| 助役 | 42万8千円 | 45万円 | 12万9千円 |
| 収入役 | 40万4千円 | 42万5千円 | 14万3千円 |
| | | | 18万3千円 |
| | | | 14万9千円 |
| | | | 12万9千円 |
| | | | 12万9千円 |
| | | | 55万4千円 |
| | | | 43万8千円 |
| | | | 41万1千円 |

適用するよう、樋山町長に答申されたことに伴い、それぞれの関係条例の一部を改正して実施するものです。

改定額等は、左記のとおりです。

■中之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について――左記の改定に伴い、教育長の給与(月額)も現行の三十三万四千円から三十五万四千円に引き上げて、一月一日から適用するものです。

■中之島町国民健康保険条例の一部改正について――出産に係る助産費の支給額を現行の十万円から十三万円に引き上げて、本年三月一日以降の出産から適用するものです。

■中之島町議会議員及び町長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について――現在、ポスター掲示場の設置が義務づけられているのは、衆議院議員、参議院選挙

区選出議員及び都道府県知事の選挙に限られています。これらのほか中之島町議会議員及び町長選挙についても本制度を適用し、町の選挙管理委員会がポスター掲示場を設置することができるよう、条例を制定したものです。

■昭和六十一年度中之島町一般会計補正予算について――補正額は三千二百二十七万円を追加し、総額二十五億四千二百八十五万三千円としました。

主な補正内容は、次のとおりです。

- 総務費 七十一万五千元
- 土木費
- 道路台帳作成委託料 百七十七万六千円の減額
- 町道維持修繕工事費 四百一十七千円
- 町道改良工事請負費(二路線) 一千三百二十万二千円
- 町道舗装工事請負費(十三路線) 一千九百二十一万二千円
- 水道管移設負担金 二百八十一万二千円の減額
- 県道工事費負担金 二百三十八万円の減額
- 町道改良に伴う物件補償料

- 測量及び調査委託料(補助事業) 百三十二万六千円
- 町道路用地購入費(補助事業) 百三十九万四千円の減額
- 物件等補償料(補助事業) 百七十五万二千円
- 第二都市下水路附帯工事費 七十五万五千元
- 中央都市下水路いさらい工事費 百万円の減額
- NTTケーブル移設工事費負担金 五十万円の減額
- 議員報酬及び三役、教育長の給料月額の改定に伴う増額分 四十万六千円

■昭和六十一年度中之島町国民健康保険特別会計補正予算について――補正額は一千二百二十万(・退職被保険者等療養給付費交付金一千百万円・高額医療費共同事業交付金二百万円)を追加し、総額六億四千九百九十八万三千円としました。



議会報告

十二月定例町議会
一般質問から

十二月定例会の本会議が十二月二十二日午前十時から開催され、町政に対する一般質問が五議員より行われましたので、その要旨をお知らせします。



葦沢 実議員

農業問題について

▼国の減反政策である第三期水田再編は今年度で終わり、六十二年度からはポスト三期といわれる水田農業確立対策が新たに実施されようとしています。このポスト三期対策に関する次の三点について町としてどのように対応等されるかお伺いします。

まず第一点目は、ご存じのように水田再編対策が実施されてから九年が経過しようとしています。この間、常に一・二％から一・五％の減反を強いられる

とともに米価の据え置き等によって、農業と他産業との所得格差がますます増大してきたことから、農外収入を得るための兼業化が一層進み、農業への生産意欲も著しく減退しつつあるのが現状であります。このような状況下において、より大幅な減反政策が発表されたことは、低迷しつつある農業経済に極めて大きな影響を与えるものと思われ、町としてはどのような対処されるのかお伺いいたします。



▲“やわ肌ねぎ”の作付風景(真野代地区で)

第二点目は、目標面積の配分方法であります。ポスト三期の概要を見ますと、これらの実施に当たっては生産者団体と行政が共同責任において双方協議し、配分通知は両者が行うとなっております。これは、今まで行政主体であったものが、今後は農協もこれに当たるといことになると思えますが、本町においては農協をいかなる位置付けをされ、いかなる役割を負われるのかお伺いいたします。

実施期間を六カ年とした水田農業確立対策ならびに食糧管理制度の運営改善大綱を決めまして、前期三カ年の転作と目標面積を七十七万ヘクタールに決定し、同日都道府県に配分の通知を出しております。新潟県は二万九千九百九十ヘクタールの配分で、六十一年度に比べまして一・四四倍となっております。市町村への配分につきましては、明十二月二十三日、長岡市で中越地区の町村長会議が招集されておりますので、その時に目標面積の割当あるいはこのポスト三期対策への対応等につきまして、指導・協議などが行われるものと考えております。

最後に、農業の振興策についてお伺いします。現在、減反政策によって約三二〇町歩余が休耕を余儀無くされ、麦・大豆等を中心に栽培されておりますが、農家の生産意欲の減退等もあって殆ど実効を上げていないのが現状であります。そんななか新たに一五〇町歩が追加され、これが将来にわたって継続されますと、農地の有効利用が極めて重要な課題になろうかと思われ、これを生産者自らの問題としてとらえることも大切ですが、町ならびに農協の果たす役割も極めて大きくなると思われ、その振興策についてのお考えをお伺いします。

このようなことから第一点目のご質問である、現段階でのポスト三期による町の対応等につきましては、明日の会議を受けた後に十分検討しますので、ここでの答弁は控えさせていただきますと思えます。なお、次期対策の内容あるいは性格等が今までの対応と大きく変わると考えられるのが、いわゆる従来

の転作奨励型対策から今後は水田利用作物の生産性の向上、輪作農法の確立および自給の動向に応じた米の計画生産を目指した水田農業の確立を、生産者と生産者団体が主体的責任を持って取り組むよう求めている点です。

従いまして、第二点目の目標面積の配分方法等につきましても、従来の行政指導型から行政と生産者および生産者団体の共同責任という形で、これが行われるものと考えられますので、今後は生産者団体いわゆる農協等と十分協議を進め、最後には農業生産対策審議会の皆さんからの議決を得まして、個々に割り当てをお願いするようになろうと思っております。

最後に今後の農業振興策についてでございますが、水田農業対策大綱にも示されているような転作を通じて生産性の向上を目的とした農地流動化による規模拡大、農業担い手を中心とした生産組織の育成、畜産を中心とする地域農業の複合化や農協等による生産地形成などの推進を図り、その中で農業者の意欲高揚に対する取り組みを進めて参りたいと考えております。なお、新聞等によりますと、県におきましても次期対策に係る県単事業の対応等が検討されているように、それらの動向を十分参考にするとともに国・県との整合性を図りながら、町としての対応を皆さんのご協力を得て進めたいと考えております。

中之島川改修について

▼昭和五十五年から工事が始められた中之島川改修



▲中之島川改修工事の様子(大沼新田地内で)

については、一日でも早い完工を願っておりますが、現在進められている大沼サイホンから上流の工事と、サイホン下流の信濃川へ最短距離で合流する新川の掘削工事の現況と今後の見通しについてお伺いします。

〔樋山町長〕

中之島川改修工事につきましては、すでにご承知のとおり将来計画として毎秒五十五トンの排水が可能となるように計画されていますが、一応の目標として末宝川合流点いわゆる上沼新田から大沼サイホンまでの四、六〇メートルを、総工費九億円の予算で毎秒三十トンの排水が可能ないように計画され、現在、工事が進められているところで、進捗状況は、昭和五十五年度から六十年年度までは

事業費二億万円をもちまして用地の買収、大沼橋架け替え工事、ポンプ機場の移転補償等が行われ、六十一年度は一億一千四百万円の前算をもちまして低水路サイホンの架け替え工事が行われております。なお、この架け替え工事に関連する付帯工事や一部の護岸工事等は、六十二年年度予算の一部を先にいただき、六十二年三月末には完工する見込みになっております。

これらの工事が終わりますと、ただいま質問の工事である上流に向かって約一メートルの河床の掘り下げが行われ、当面の目標の毎秒三十トンの排水能力が完成するわけですが、この完成時期につきましては、国・県の事業でもあり予算との絡み等もございますので、答弁はお許しいただきたいと思っております。

また、大沼サイホンから信濃川への下流工事につきましても、担当しております建設省信濃川下流工事事務所、その工法をいろいろ検討され案がかなりつつあるようですが、今のところはっきりしたものは示されておりません。ただ大沼サイホン三基の泥さらい清掃は本年終わっておりますので、この工事ができるだけ早く着手されるよう、私どもも鋭意努力しお願いしているのですが、予算的にも約五十億円以上必要だと聞いておりますので、工期もかなりの年月を要するのではないかと考えられます。

ともあれ中之島川改修工事が、一日も早く将来計画であります毎秒五十五トンの排水量を持つ川として蘇り、そのたん水等の心配のないものになってほしいと考えておりますので、今後とも皆さんのご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

三島郡清掃センターの建設について

▼去る三月議会の一般質問の答弁で、町長は『二月に基本計画もできたので、地域の皆さんと具体的な話し合いを進めたい』との意向を表明されましたが、その後の進捗状況とこれからの見通しについておたずねするとともに、このセンター建設を基調とした北部地区全体の開発計画等があるかどうかお伺いします。

〔樋山町長〕

この問題につきましてはすでにご承知のとおり、三島郡清掃センター組合（与板町・出雲崎町・寺泊町・和島村・中之島町の五町村で構成）の所有している施設が老朽化し、処理能力等も低下してきたことから、新たに施設の建設が計画され、その中に本町の中条新田地区がゴミ焼却施設、不燃物処理資源化施設および尿処理施設の建設候補地として考えられておるものです。

このようなことから、地元の皆様といろいろ打ち合わせ等をさせていただき、去る三月十七日開催の大字中条新田部落協議会に、管理者である与板町長と一緒に出席しまして協力方依頼を申し上げるとともに、その後も地権者・関係者等による話し合いが進められ、十一月には大字部落長が意見調整会議を開催されるなど、本場に明るい方向に前進している感触を得ているところでございます。

今後は、地元の方々の大乗的な見地に基づく温か

いご理解とともに、私どもこれをひとつの契機とし、更に、ただいまご指摘の北部地域の開発計画に、関するひとつの拠点としての考え方を持ちながら、地元の方々との十分協議を重ね、地元のニーズに応じて参りたいと考えております。

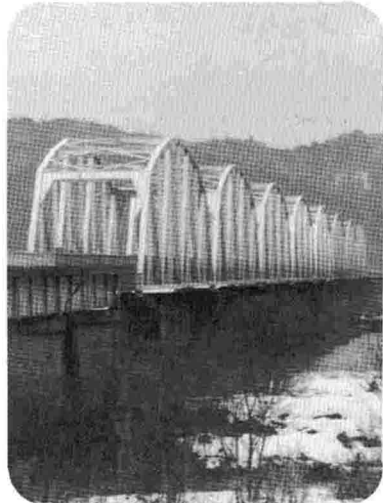


杉林 一郎議員

与板橋歩道橋について

▼この件につきましては先般六月議会で質問しましたが、その後、私自身も与板土木事務所に出向いて説明方陳情を申し上げたところ、所長から、国の六十二年度予算に入る可能性があることを示唆され、更に工費は約十五億円で工期は三カ年にわたるだろうとの説明をいただきました。

そこで、その後期間も大分経過していますので、



▲与板橋

国の段階での促進状況について説明を求めるものであります。

〔樋山町長〕

与板橋歩道橋の架橋につきましては、かねてより与板町・和島村とともにこの運動を進めており、ご承知のように五十四年から行われた実地調査で、その追加が可能という結果が得られたことから、六十二年度を目標に事業着手をしてほしいと国に要望しているものです。

見通しとしては、ただいま杉林議員がお話しされたようなことを、十一月十日開催の三町村合同会議でも与板土木事務所長が申されておりましたし、その後、同事務所からこの歩道橋を添加するについて、上流か下流のどちら側にしたらよいかという問い合わせもあり、与板町と協議を重ねた結果、橋の上流側にしてほしいとの結論を出してお答えしたところ

です。これらのことを総合しますと、かなり明るい見通しでないかと思われしますので、今後とも三町村で協議しながら、陳情活動等を通じて参りたいと考えております。

町営バスの運行について

▼この件についても、私は六月議会に越後交通による本町横断の運行を提案しましたが、町長は営利を目的とする運行の見込みは立たないという答弁でしたので、このたびは本町と与板町、できれば和島村の参加も得られれば幸いです。これらによる町営

克雪対策について

▼このことにつきましては、今さら申し上げるまでもなく従来からいろいろと取り組まれておりますが、そのうちの道路除雪および屋根除雪の安全管理関係と、道路消雪施設および補助金関係について質問いたします。

まず、道路除雪および屋根除雪の安全管理関係についてはですが、次の四点に分けておたずねしたいと思います。

第一点めは、道路除雪についての苦情を多く聞きますが、この除雪作業車の運行実施計画を住民に対して、どのような方法で理解と協力等の周知をされているのか。第二点めは、降雪時、除雪後あるいは道路状況を把握するためのパトロールは、どのような指導監督体制で行われているのか。第三点めは、作業中の事故防止対策についてです。

幸い除雪に関して事故が発生したという事は聞いておりませんが、本年二月には刈谷田川にある町指定の排雪場で人身事故が発生し、また、町所有の建物の一部が雪の重みで倒壊しておりますことから、これらの点も含めての事故防止対策をどのようにされているのかお伺いします。最後の第四点めは、被保護世帯



▲2月7日、役場屋上から眺めた冬景風

に対する除雪援護体制についてですが、どのような策がとられているかお伺いします。

次に道路消雪施設および補助金関係の件でございますが、念願であった町制も施行され、イメージアップを図りながら更に大きく飛躍し、企業誘致等も進めようとしている今日、ややもするとこの消雪設備が施してないことが、それらを推進するときの隘路になるのではないかと憂慮される訳です。

財政逼迫の折りではありませんが、道路除雪の苦情の解消や企業誘致等の条件整備などにつながる道路消雪施設等について、町長の見解をお願いします。

〔樋山町長〕

冬期間の道路確保につきましては、その体制も年々強化され、現在、町内の建設業者十三社と見附市の建設業者一社のご協力を得まして、生活関連道路約一〇〇キロメートル（町道の総延長は三七三キロメートル）を機械除雪により行っているのが実状です。

さて、第一点めのご質問でございますが、これは広報紙によりまして町の除雪体制等をご理解いただくとともに、町政懇談会などの機会をとらえまして周知徹底を図っております。また、除雪に対する苦情等があることも十分承知しておりますが、これにつきましても、できるだけ問題を克服すべく技術的にもい

バスの運行を提案するものであります。そして、南北に長い地形の本町を、町営バスできめ細かい運行を図るならば、通勤・通学・通院等に計り知れないほどの利便があると思っておりますので、まず交通の利便を図られて、先人たちが築いた中之島町の活性化を一層図られるよう切望し、ご答弁をお願いします。

〔樋山村長〕

六月議会の答弁では、路線バスを運行すると試算で約五百万円かかることから、運行による採算は非常に難しく、また、両町でこれを補てんすることも今のところ難しいと申し上げた訳ですが、その後の調査ではバスを与板町まで運行する権利関係が越後交通に占有されておりますことから、それを差し置いて町営バスを運行することにも難しい問題があるようです。

それに、この町営バス運行のメリットにつきましては十分わかっているつもりですが、相当大きな負担が必要となってまいりますので、今後の問題として、両町と和島村を組み入れた中で十分研究していきたいと思っております。



今泉 実議員

ろいろと工夫したり、関連業者にお願い等をしてきておるところでございます。

続いて第二点めのご質問ですが、除雪作業につきましては、各業者との契約の中で責任施工の委託契約を締結しておりますので、業者は気象状況を注意されまして降雪約十五センチメートルを一応の目安に、また、早朝除雪は午前七時までに完了するという予定で出勤されております。なお、パトロールは計画的にはやっておりませんが、適時その必要に応じて役場職員が状況把握に向くほか、各地区の嘱託員からの状況報告等をいただく中で、関連業者と連絡を密にして住民の要望に応えられるよう努力しているところでございます。

第三点めの作業中の事故防止問題につきましては、私どもも最善の努力を払っておりますし、業者の方も努力されておるところでございます。更に、県では近年、屋根の雪おろしの事故防止を講習会等も開いて呼びかけていますので、この点も含めまして



▲61年豪雪で中野公民館の一部が破損したときの様子

周知徹底を一層図るとともにご指摘の予想外の事故発生等も十分想定しながら、事故の防止に努めて参りたいと思います。

次に第四点めのご質問ですが、現在我が町における対象世帯数は生活保護世帯が五世帯、一人暮らしの老人世帯十七世帯、老人のみの世帯十四世帯、母子のみの世帯十七世帯の合計で五十三世帯と把握しており、それらの世帯の代理窓口には管轄の福祉委員をお願いしてございます。従って除雪などを依頼される場合には、本人あるいは福祉委員の判断によりまして最寄りの町内・集落等に協力を求められ、更に手におえない場合には役場へ連携をとっていただくという体制をとっておりますが、それらの状況に対応した処置がより速やかに取れるよう努力したいと思っております。

最後の融雪道路の問題でございますが、雪のない道路を確保するためにも限られた予算の中で、積極的に進める方向で現在検討しております。方法としては補助金という形になろうと思いますが、それをどういふ条件等で進めていくか鋭意検討中でございますので、皆さんのご指導・ご示唆をいただければありがたいと思っております。



大野久夫議員

ポスト三期対策 (水田農業確立対策)の 町づくりの対応について

▼常に我々米づくり農家が猫の目の如く変わる農政に対して、非常に不平不満を持っていることはご承知のことと存じますが、このような状況の中で、これから割り当てられる来年度の転作面積等に対しては、より一層の不安と不満が持たれるものと思われまます。しかし、これは国の施策である以上、私たちはなんとしても、目標面積の達成に向かって、考える農業を自分から選ばなければ解決しないと思う訳ですが、これらに対する町の対応についてのお考えを質問いたします。

〔植山町長〕

▼ポスト三期対策については、先ほど重沢議員の質問にお答えした通りです。なお、農政に対する不信不満等の件に関しましては、今までの対応のあり方いわゆる行政指導型が比較的濃厚な感じがするとともに、やはり人の指導を待つてやる方法では不平、不満、不信が起きてくるものと思っております。

今後は、それらの問題等も含めまして新しい水田農業確立のため、ただいまのお話のような考える農業、生産者が主体となって取り組む農業を、関係団体等と十分協議・検討しながら進めていきたいと考えております。

中之島町の昭和六十二年 重点施策の大綱について

▼まだ少し早いかもしれませんが、そろそろ来年度の重点施策等について思いを巡らされ、また、先般開催された町政懇談会では町民から多くの意見・要望等も開かれ、それらを基に施策の立案が進められていることと思っておりますので、町長のお考えをお聞きいたします。

〔植山町長〕

昭和六十二年の予算は、町制施行後初めての予算であり、第二次総合計画前期分の最終年度の子算でもあることから、これらを踏まえながら時代に対応した予算編成を基本とするともに、六十二年度中に新しい総合計画の策定も考えておりますので、これらの点も踏まえながら、その計画につながるような形あるいは性格を持つ予算の編成にしたいと考えております。

重点施策につきましては、ご指摘のように現段階では固まっておりますので、おおよその考え方で申し上げます。なお、六十二年度も今年度の重点施策であります三本の柱(一、健康で安全快適な生活の確保。二、教育、文化、レクリエーション施設の充実。三、産業の振興と雇用機会の確保)は変えないで、特に町制施行前に行った住民意向調査の結果と、町政懇談会による町民の方々から出されたご意見・ご要望等を積極的に取り上げて、内容の充実を図って参りたいと考えております。

中之島町中学校 整備計画審議会の経過と 町長の見解について

▼中学校の建設に向かって審議会が発足してから、幾たびか会議を開催された事と思っておりますが、町長にはこれまでの経過を、教育長には町の教育者としてこの建設をどのようにお考えかご質問いたします。

〔植山町長〕

中学校の整備促進状況につきましては、すでにご承知の事と存じますが、昨年審議会を組織していただき、一応、六十七年度の開校を目前に会議を進めていただいております。その後、今年六月九日の審議会におきまして一校に統合することが決定し、去る十二月四日におきましては、位置の問題等について大勢で話し合ってもよい案が出ないだろうということから、小委員十一人による構成メンバーの小委員会を設けることに決定し、それぞれの単位から委員の選出をお願いしまして、現在その名簿が出揃った段階であります。

従いまして、今後は小委員会に中心が移りますが、早期に適正な答申をお願いしたいと考えております。なお、中学校建設に対する教育的見解につきましては、教育長が答えます。

〔古塩教育長〕

中学校の建物づくりにつきましては、何と申しま



まず第一の柱であります健康で安全快適な生活の確保につきましては、新たに集落排水の処理対策のあり方・方策等に関して、積極的な検討を加えていきたいと思っておりますし、また、雪に強い町づくりを進めるため、特に道路除雪対策を重点に加えたいと考えております。

第二の柱の教育・文化・レクリエーション施設の充実では、教育関係費として、現在、中学校整備計画審議会でご検討いただいている中学校建設に備えるため、新年度の当初予算で一億円程度の基金積み立てを行いたいと考えておりますし、社会教育関係としてはナイター施設の整備と中之島町野球場脇のグラウンド整備、更に文化事業の面としては、今年下巻を発行しました村史の上巻と資料編を引き続いて発行し、完結させたいと考えております。

最後の第三の柱であります産業の振興と雇用機会の確保では、一番大きな問題である水田農業確立対策いわゆるポスト三期対策を推進するための、新しい対応策を検討して行きたいと思っております。そのほか、引き続き長呂樋管、農村総合整備モデル事業、農免農道、団体営農道等の整備を実施するとともに、商工業の振興あるいは住宅建設緊急対策資金融資制度も継続検討して参りたいと思っております。

いづれにいたしましても、六十二年度予算の編成の中で国・県等との連携も十分考慮していかなければなりませんので、今後、それらの動き等を眺めながら、具体的な対応などを検討していく事になろうかと思っております。



▲中之島北中学校



▲中之島中学校

しても学校の基本的条件を満たした施設でありたいことと、特に最近、教育が学習の多様化といわれている中で、これから二十一世紀に生きる子供たちを育てるといふ大前提に立ったときに、この新しい対応に即するよう施設でありたいと考えます。

いづれにしても、学校の建物は地域のシンボルにふさわしい文化性を踏まえたものでありたい、こういうことを願ひまして折りに触れ、いろんな夢をいま新しい校舎に託して描いておるところでございます。



減収が現実の問題として行われますと、町の経済はもとより他の商工業へ与える影響も大きなものになると考えられることから、この対策に対して町長はやはり全面的に反対すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

最後は、これまで述べたような理由から、中之島の発展方向と両立しない政策には全面的に反対され、農民や町民の要求を実現させる立場で、その先頭に立つてほしい事でありませう。そして、ゆとりある米の自給を保障するためにも、食糧制度を堅持して消費者米価を引き下げる要求や、麦・大豆などの競合する重要農産物の輸入を減らして国内生産を高めるためにも、作物の生産と所得を保障する価格保障、あるいは転作に伴う諸経費および奨励金、補助金を十分保障することなどを要求していくことが、極めて重要と考えますが町長の見解をお願ひします。

〔樋山町長〕

水田農業確立対策につきましては、確かに転作面積の増えることは大変辛いのですが、それらの影響等を論じて反対するというのが本当に町民のためになるのかどうかという事は、十分に考えていかなければならないと思ひますし、この転作はただ米を作らないということではなくて、転作物の生産性の向上のためには、我が町としてどのような取り組みができるのかということや、やはり模索していくことが正しい行き方であるかと考えております。また、中之島町における減収分のお話しにつきましては、確かに一つの試みとして資料を提供いたしました。非

融雪施設(パイプライン) 事業に対する 町の対応について

▼融雪施設、特にパイプラインの布設についてですが、先般の臨時会において請願がなされたことから、私たち社会土木管任委員会でもこの問題を大いに研究し、討議してきたところでございます。近隣市町村の例もあろうかと思ひますが、機械の入れない小路にも多くの町民が住んでおられますので、今後どのような対応をされるのかをお考えをお伺ひいたします。

〔樋山町長〕

先ほど今泉議員に申し上げましたように、現在機械除雪では困難だと思われる町道には、融雪の施設を補助によって地域の方々と一緒に設置していく方向で、検討を進めております。

また、その結論を得ておりませんので、現在のところそういう方向で検討しているということをお申し上げ、委員会等でご指導いただければありがたいと思っております。



堀 一郎議員

常にまだ不確定要素の強いものであります。従って、こういう議会での論議の資料としては不適當のものと思ひますので、その点に対する答弁は差し控えさせていただきます。

最後に、町民の立場に立つての対応をということですがこれまでのお答え等で私の立場はお分かりと思ひます。ただ、なにか町民のためになるかという基本的な見解は、その立場を異にするならばその論は成り立たないというふうに思っております。

なお、先ほど二人の質問にもお答えしたように、一つの農業政策の転換期を迎えたことから、今後は生産者あるいは生産者団体と十分協議を行う中で主



▲町転作定着化推進員の研修視察から(津南町の大豆視察風景)

次期水田利用 再編対策について

▼政府が新減収対策として名付けた水田農業確立対策について、次の三点ほど質問いたします。

まず第一点めはこの計画の内容、性格についてですが、主な方向としては①大幅な転作面積の増加。②転作奨励金の抜本的見直しによる大幅カット。③減収の実施や超過米あるいは自主米の調整保管を農協に行わせる。④政府の米の全量買い上げ、全量管理を見直す。というものであり、これらを押しつけるために、更にこれまでのペナルティーに加えて、良質米の奨励金や農協の適正集荷奨励金に差をつけたり、各種事業にも差をつけることなども加えられていることから、これは、これまで主食の安定供給に大きな役割を果たしてきた食糧制度を解体して、米の輸入の自由化・農業つぶしを進めるものと思われる訳であります。軍拡と大企業を設けるために農業や中小企業はやめてもらい、完全自給の米もアメリカと財界の圧力で明け渡すという方向は、稲作農業を基幹産業としている中之島町の将来にとって、絶対容認できないと思ひますが、町長はこれをどのようにとらえておられるかお伺ひいたします。

次に、この対策の実施に伴う町内の経済に与える影響ですが、産業課の試算では新たに米の減収で二億六千七百万円、奨励金のカットで八千二百八十一万円、合計しますと三億四千九百八十一万円の減収となり、農家一戸あたり約二十五万円もの減収になると報告されております。そこで、このような大きな

体的にこれを受け止め、併せて町行政の中で推進して行く考えであることを申し上げ、このポスト三期に関するお答えは終わらせていただきたいと思います。

売上税(大型間接税)導入による町財政への影響について来年度予算の中でどう考えられるか

▼去る十二月五日、自民党の税制調査会で決定された税制改革の見解と、それに伴う町財政等への影響について質問いたします。

税制改革の内容につきましては、所得税と住民税の個人・法人で四兆五千億円を減税する、その財源として売上税と名付けた大型間接税を新設するとともにマル優も廃止するというものですが、この所得税の減税対象となる層は、日本共産党の近藤忠孝参議院議員の試算によりますと年収九百万円以上の方で初めて減税され、それ以下の低所得者層は増税になり、不公平税制の見本みたくであると言われておりますし、更に、売上税を導入することは、さきの同日選挙で大型間接税は導入しないという自民党あるいは中曽根首相の公約に違反するものと考えられますが、これらに対して町長はどのように考えられるか、まずお伺ひします。また、この税制改革により、地方交付税の基となる国税三税(所得税・法人税・酒税)が国の段階で約一兆円減収すると試算さ

保険税は必ず納めましょう

～国民健康保険法が改正されました～

先の国会で、国民健康保険法が改正され、災害その他の法令で定める特別の事情がないのに、保険税を滞納している世帯からは、“保険証”を返してもらい、“保険証”の代りに“被保険者資格証明書”で診療を受けていただくことになりました。

この場合、診療費は一応自費で支払い、あとで国保からその7割相当額の払い戻しを受けることになります。

ただし、老人保健で診療を受けるお年寄りや原爆被爆者その他の厚生省令で定める医療で診療を受ける人は、別に“保険証”をお渡ししますから、これによって診療を受けてください。

保険税滞納世帯の方は 被保険者資格証明書で受診

① 保険証を返してもらう

災害その他の政令で定める特別の事情がないのに、保険税を滞納している世帯からは、保険証を返してもらうことになりました。

② 資格証明書で受診

保険証を返してもらう場合は、その代りに被保険者資格証明書をお渡します。

③ お年寄りなどの場合

世帯内に、70歳（寝たきりの場合は65歳）以上の老人保険で診療を受けているお年寄りや原

爆被爆者その他の厚生省令で定める医療について診療を受けている人がいる場合は、それらの方には、別の保険証をお渡しますから、被保険者資格証明書とは関係なく、これによって診療を受けてください。

④ 診療費はあと払いで戻す

被保険者資格証明書が交付されている場合は、診療費は一応自費で支払い、あとで国保から支払った代金の7割相当の払い戻しを受けることになります。

⑤ 保険証の交付

滞納している保険税が完納された場合、または滞納額が著しく減少した場合、あるいは災害その他の政令で定めた特別の事情があると認められた場合は、保険証をお返します。

⑥ 給付の差し止め

災害その他の政令で定める特別の事情がないのに、保険税を滞納している世帯の世帯主には、国保の給付の支払いの全部または一部を差し止められます。

◎保険税を納めるのは被保険者の義務です——保険税を納めていただかないと、国保の制度は崩壊してしまいます。必ず、納期限までに納めましょう。



れていますが、この点についてもどのように認識されておられるかお聞きいたします。
更に、これらは町の財政にも直接影響を与える訳ですが、その影響について私が町の六十年度決算額を基に試算したもので申し上げますと、地方交付税で一億三千七百三十六万五千円の減収、個人住民税八百六十万円の減収、法人税百九十七万三千円の減収、その他歳出に占める影響額として九千三百八十八万九千円、合計で二億四千八百八十二万七千円となり、この額は歳出総額三十四億一千四百十五万五千円の七%にも匹敵します。売上税が六十三年一月から実施されますと、少なくとも来年度後半からの予算に現実に影響してくると考えられる訳ですが、町長の見解をお願いします。

〔樋山町長〕

先ほどの質問もそうですが、ただいまの論旨、基調になつております考え方も非常に高次元のものでございまして、ひとつの町の行政を預かる私の立場でお答えするには、ふさわしくないと判断する訳でございます。

そんな訳でこの税制改革につきましては、確かに骨子は示されておりますが、まだ法律として成り立ったものではなく、現在、自民党の税制調査会で審議されている段階の情報のみですので、これをいま直ちに取上げて試算も交えながら質問されても、ヒタツとこない感じがするとともに、例えば現行の地方交付税だけを試算する限りでは、お話しのように一兆二千億円ほど減収すると見込まれていますが、国の六十二年歳出予算の地方交付税の見込み額は

本年度当初予算よりもやや増やしているということ聞いており、更に売上税につきましても地方交付税の対象項目に加えられるようでありまして、また、町の財政につきましても、堀議員が示された試算と私どもの試算とは相違等もありますことから、このような状況の中で論うことは果たして意味があるのかどうか迷っているということも申し上げ、答弁に代えさせていただきますと思います。



あなたも田舎者か？

傍聴しませるか？

議会を傍聴するには

町議会を傍聴するには、「傍聴券」の交付を受けなければなりません。傍聴を希望される人や詳しいことについては、議会事務局（☎六六一二〇〇二・内線三二一）におたずねください。

カメラ散歩

▲寒いこの後はもちつき大会——寒さ厳しい一月十一日(日)、信条剣士会では地元信条小体育館で、恒例の寒げいこを実施。終了後は、父兄および樋山町長も加わって、「もちつき大会」を行い、楽しいひとときを過ごしました。



▲数十年ぶりに「塞の神」復活——復活させたのは、中之島二番組の誠和会（羽賀実会長・会員三十三名）の皆さんで、一月十五日、刈谷田荘前の空き地に高さ約八メートルの「塞の神」を見よう見まねで作り、スルメやもちを焼いて会員ならびに地元民の無病息災を祈りました。



▼消防ポンプ自動車を伝達——かねてより、買い入れ準備が進められていた消防ポンプ自動車。1月30日に業者から届けられ、さっそくその日、それを管轄する本部自動車隊と中之島分団自動車隊に伝達されました。ちなみに、価格は780万円です。



▲新年度入所予定児が面接——去る一月二十四日と三十一日にわたって、町内各保育所で行われた新年度入所予定者の面接（家庭状況）調査。普段は元気の子どもたちも、この時ばかりは少し緊張気味の様子でした。
——中野保育所で——
なお、新年度は全体で四百六十四名が入所する予定です。



- 三急操作（急加速・急ブレーキ・急発進）はスリップや尻振りなどの原因となり、非常に危険です。このような操作をしないですむよう、ゆとりある運転を心がけましょう。
- 地域や道路によって積雪や路面状況が異なります。万に備えて、タイヤチェーンやスコップ、砂などを携

- 夏場より三割～五割スピードを落とし、いつでもどこでも安全に停止できる運転に努めましょう。
- スリップによる追突事故が多発します。雪道では夏の二倍の車間距離をとりましょう。
- 踏切や見通しの悪い交差点では必ず一時停止をし、左右の安全を確認しましょう。

二月の交通安全キャンペーン スリップ事故に注意しましょう

スリップ事故の多発する時期となりました。ドライバーはもちろんのこと、歩行者も一層気を引き締めて、安全運転・安全歩行の習慣をしつかり身につけ、冬型の交通事故を防止するようにしましょう。

ドライバーの皆さんへ

- 国道や県道等の大きな道路での歩行や横断には、十分注意しましょう。特に、お年寄りの歩行・横断中の事故が増えています。家族みんなでお互いに注意し合いましょう。
- 子どものスキー・ソリ遊びの安全確保、その保護としつけを徹底する。
- いざ交通事故が起こると、相手などんなに悪くとも被害を受けてしまうのは歩行者です。自分の身は自分で守る意識を持ちましょう。

歩行者の皆さんへ

行しましょう。

交通警察官手記集

「おじいちゃん ただいま」を斡旋

多くの方々から、交通事故の恐しさや実態を知ってもらい、悲惨な事故を1件でも減らすために、現場の交通警察官が体験を綴った手記集「おじいちゃんただいま」を、次により斡旋していますので、希望者はお申し込みください。

- 斡旋価格 / 1部70円
- 斡旋窓口 / 役場企画課および町内各駐在所・見附警察署



《町内交通事故発生状況》

| 区分 | 件数 | | 死者 | | 傷者 | |
|------|-----|----|-----|----|------|----|
| | 1月中 | 累計 | 1月中 | 累計 | 12月中 | 累計 |
| 62 | 3 | 3 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 61 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 比較増減 | +2 | +2 | ±0 | ±0 | +3 | +3 |

死亡事故0 連続 254日(13日現在)



一省エネスローガン

あたたかな
手と手をつくる
私の省エネ

2月は省エネルギー月間です

献血表彰

献血を三十回以上された次の三名の方に、このほど、日本赤十字社から『銀色有功章』が贈られました。ご協力ありがとうございました。（敬称略）

- ◎ 佐藤 虎男（宮内） 三十回
- ◎ 小野 弘（福原）三十一回
- ◎ 小谷松啓介（西高田新田） 三十回



藤塚 治義さん

藤塚治義さんのネパール報告

青年海外協力隊員として、昨年八月にネパールへ派遣（期間は二年、職種は理科教師）された藤塚治義さん（狐興野・二十五歳）から、このほど広報係に現地の様子等を知らせるレポートが初めて届きましたので、皆さんに紹介いたします。

あけましておめでとうございます。こちらでは朝・晩の冷え込みが激しくなり、やっと冬らしさを感じ始めたところですが、寒いといってもせいぜい一〇度、日中は半袖のTシャツで過ごせるので、日本に比べたら嘘のようです。そのかわり、温度差が激しいので風邪をひきやすいですが……。

さて、早いもので、私が任国ネパールへ着いてから六カ月めになろうとしています。今まで周囲を見る余裕もなく無我夢中でしたが、ようやくゆとりがでてきたところです。今回は、私が住んでいる街の紹介をしたいと思います。



肌の色があまり変わらない我々日本人とそれほど珍しがらず、中には「日本とか」などと、尋ねる人もいるくらいです。なお、トゥルシプールは、ラプティ、

アンシアル（日本の県に当たる県庁所在地）として造られた比較的新しい町なので、カトマンズ（ネパールの首都）をはじめいろいろな所から来た人たちが多く住んで社会の中心を成しているのですが、その反面古くからこの地方に住んでいるタル族という部族は、タール語を話し、主に農作業等を請負って生活しているため、貧しい人、教育の無い人が多く、カースト制の存在をつくづく実感させられます。

今、ネパールは乾期に入り、そろそろ水不足が深刻な問題となってきました。水道も、もともと時間制なのです。この時期になるとあまりよく出ません。また、もし農業用水が豊富であれば、ここは二期作もできるのですが、残念なことに、稲刈り後の田は乾いて放置されています。でも、タライ地方はネパールの中で最も米のおいしい所で、他の隊員（特に山部）のうらやむところとなっています。そのかわり、ネパールの最もネパールらしい風景、ヒマラヤの山々は全く見えず、平野の彼方に、まるで与板町の西山丘陵のような山々が見えるだけです。

ネパールには、ネパール独自のカレンダーがあり、今日の西暦一九八七年一月一日は、ネパール暦の二〇四三年九月十七日であり、平日です。したが



▲授業風景(教鞭をとっているのが藤塚さん)

って、こちらでは新年の行事は西暦の四月中頃であり、今は全くなにもありません。私一人でネパール人たちに正月だ、正月だと言ってもらっています。また、学校は、今、新学期が始まるうとしています。（ネパールの学校はネパール暦の九月、西暦の一月から新学期が始まります）まだまだ、私が生徒たちに教えることより、逆に教えられることの方が多いので、さらに努力する必要があります。毎日、もっと勉強しておけばよかったと思うことだらけです。

最後になりましたが、ネパールより中之島町と中之島の皆様のますますのご発展をお祈りいたします。

一九八七年一月一日 藤塚 治義

心配ごと相談(行政・人権相談も含む) ●毎週火曜日午後1時～4時 ●中之島村公民館

健康相談日 ●毎月第3土曜日 午前8時30分～正午 ●役場保健室



保険料は納期限までに納めましょう

国民年金の保険料を納期限までに納めない、いろいろな不都合がおきることをご存じですか。

そのひとつは、老後の生活を支える重要な柱である老齢基礎年金を受けることができなくなることです。また、事故や病気によって、障害者となったり、妻子を残して死んでしまったりした場合でも、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されないことがありますからご注意ください。

さらに、昨年から実施された新年金制度では、「基礎年金制度」が導入され、基礎年金の給付に必要な費用は、各公的年金制度の被保険者全体の頭割り負担することになりました。

つまり、現在年金を受給しねいる世代を、現在の被保険者全体で公平に支えることになったわけで、国民年金の保険料の納付を怠った場合には、あなたに不利益が及ぶことに加えて、他の被保険者にも迷惑をかけることになるわけです。

国民年金は、国民の一人ひとりがみんなで支える年金制度です。保険料は納期限までに必ず納めましょう。



昭和62年度 新入学児童の一日入学

この四月、町内の三小学校に入学予定の児童・保護者を対象に、「一日入学」が実施されます。該当者にはすでに通知済みと思いますが、受付時間は三小学校とも午後一時十分から一時三十分までですので、時間までにお出かけください。

▽中之島中央小学校…二月二十四日(火) ▽信条小学校…二月二十五日(水)
▽上通小学校…三月五日(木)

中之島村史好評発売中

昨年十月、下巻を刊行してご好評をいただいている『中之島村史』。予約募集期間は、昨年十二月二十五日をもって終了させていただきましたが、ただいま予約をしながらの方への発売を行っていますので、ぜひ、この機会にお求めくださるようお勧めするとともに、町外に住まれる肉親等にもご紹介くださるようお願いいたします。

〔体裁〕
・ A五版、丸背金文字、糸綴
・ 表紙布クロス
・ 本文九ポイント活字
・ ページ数

通史編 上巻 約八〇〇ページ
 下巻 約一、〇〇〇ページ
資料編 約六〇〇ページ

〔配本〕
通史下巻は申し込みと同時に渡します。通史上巻・資料編は発行次第(昭和六十二年度中)に配本します。



明日のため 今日を見直す居住年

引越し輸送トラブル防止

転勤・転居に伴う引越し料金

運輸省が消費者保護対策・三月実施

転勤や転居に伴う引越しが集中する年度末が近づいています。毎年の引越し件数は約二百万件といわれていますが、最近、引越し業者に委託して引越しをする人が増えているなか、「荷物がかわれた」とか「見積り額より高い料金を請求された」といった利用者や業者とのトラブルが発生しています。

こうしたトラブルを防止し、引越し輸送を利用者にとってわかりやすく、安心して利用してもらうために運輸省は、引越し輸送の消費者保護対策を策定し、引越しのピーク時に合わせて、昭和六十二年三月一日から実施することとしました。

この消費者保護対策は、①標準引越約款の制定②引越運賃料金の簡明化③引越輸送の事前相談・苦情処理体制の整備を柱とするもので、その主な内容は次のとおりです。

◎見積りは無料
これまでは、業者により見積り料を取ったり、一方的に見積り額以上の料金を請求するケースもありましたが、

◎引越し輸送の事前相談・苦情処理体制の整備を柱とするもので、その主な内容は次のとおりです。

◎見積りは無料
これまでは、業者により見積り料を取ったり、一方的に見積り額以上の料金を請求するケースもありましたが、

◎引越し輸送の事前相談・苦情処理体制の整備を柱とするもので、その主な内容は次のとおりです。

◎引越し輸送の事前相談・苦情処理体制の整備を柱とするもので、その主な内容は次のとおりです。

人口の動き

| | 1月末日現在・(前年比) | 前年同月比 |
|-----|---------------|--------|
| 人口 | 11,902人 (+10) | [+152] |
| 男 | 5,810人 (+5) | [+61] |
| 女 | 6,092人 (+5) | [+91] |
| 世帯数 | 2,440戸 (±0) | [+32] |

大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時～午後3時

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時